

野々市市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、野々市市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年5月27日

野々市市監査委員 東 田 敏 彦

野々市市監査委員 中 村 義 彦

1 定期監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年5月2日
(2) 措置を講じた部局等 子育て支援課
(3) 監査結果の公表年月日 令和7年3月17日（野々市市監査公表第1号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
支出事務 子育て支援課が所管する保育園嘱託医への報酬の支給方法は、条例でこれを定めなければならないと規定する地方自治法第203条の2第5項に抵触するため、当市の条例に基づくよう適正を期す必要がある。変動する報酬金額を年度末に一括支給していること、年度途中に嘱託医が退職した場合には一般職の職員の例による支給方法によって対応できることに対して、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正、または、予算科目の再考等が必要だと考える。	令和7年度より非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、年額支給分については6月、9月、12月及び3月の各末日において、その月までの分を支給することとし、園児数割分については、条例第2条第2項ただし書きの特別な事由により、年額での支給に改めます。